

①送付した資料に関する質問

○多額な滞納未収額がありますが、外国人の比率は？

また、外国人の国保料未納が問題視され、厚生労働省から国保に加入する外国人らの保険料前納を可能とする条例改正の参考例が自治体に示されたとのことですが、多摩市でも外国人加入者が増加傾向にあることから、この条例改正を検討されるのでしょうか。

ご指摘のとおり、国では、出入国在留管理局と連携し在留審査に活用する仕組みや海外からの転入者については国民健康保険料を前納する制度を令和8年度から構築する予定となっています。これらは国からの財政支援はあるものの、任意導入となっています。

多摩市国保では、条例改正だけでなく、細かな運用面の修正や周知などの様々な課題があることから、令和9年度実施を目標に検討を行っているところです。

なお、多摩市国保加入者の外国人割合は令和5年度末で4.9%、26市平均は4.8%、国全体では4%となっております。

○資料5では、昭島市は所得割も均等割も（多摩市よりも）低いにもかかわらず、資料6では、被保険者1人当たりの一般会計からの赤字繰入金が（多摩市よりも）少ない金額ですんでいるというのはなぜなのでしょうか。何か理由があるのでしょうか。

赤字繰入の状況については、大きな要因1つということではなく、様々な要因があるものと考えております。一例としては、保険税の収納率による差異、そして保健事業・レセプト点検などの各取組の評価基準に基づいて算定される保険者努力支援制度の交付額の差異などがあると思われます。昨年度、委員の皆さんからご意見をいただき、策定して「多摩市国民健康保険運営方針」にあるとおり、保険税率の見直しだけでなく、様々な取組みを着実に行い、財源の確保も行ってまいります。

○医療分の所得割と均等割りの順位表示では、中位ではあるが、上位市区町村と比較するとかなり差があるが、現状をどのように多摩市としてはとらえているのか？

赤字繰入を行っている自治体は「国保財政健全化計画」により赤字繰入の解消年次目標により保険税率の見直しを行っており、市区町村それぞれの財政状況や国民健康保険運営協議会の審議等の状況により決定していると思われます。多摩市国保でも「多摩市国民健康保険運営方針」並びに「国保財政健全化計画」にある令和18年度の赤字繰入解消を目標年次としています。【参考】令和6年度第3回運営協議会：資料4

○今回が初めての委員のため、資料を拝見しながら多摩市の状況を少しづつ理解しているところです。令和8年度から新たに加わる子ども・子育て支援金については、国保加入者の年齢構成や働き世代の少なさを踏まえると、多摩市としてどのように負担や運用が行われるのか、また想定される課題があれば教えていただけますと幸いです。

子ども・子育て支援金については、保険税の医療分・後期高齢者支援分・介護納付分の3層構造から4層構造に変わり、新たな負担が生じることを加入者の皆さんには予め周知・ご理解いただくことが必要です。ただ、未だ国からは十分な説明を受けておりません。そのような中で、負担についてはご審議いただくことになります。

○資料を拝読いたしましたが、国保の仕組みや収入支出にかかる内容が理解不足のため質問には至っておりません。

大変申し訳ございません、他の資料含め内容が理解できるよう勉強いたします。

国保財政の仕組みについては非常に複雑なこともあります。今回の資料で概略を示させていただきました。審議時間の都合もありますので、ご不明点がありましたら、メール等でお知らせいただければと思います。

○資料2の3ページ1行目「一般財源からの補填は国保加入者以外の市民が負担している」について「A以外のBが負担している」という構文であり、Aは負担していないと読み取れる。実際はA国保加入者も市民税等の税金を納めており当然負担しているので、この文章の構文は正しくないと思います。“国保加入者以外の市民が負担している”という表現は正確でなく訂正してください。

わかりにくい表記で申し訳ございませんでした。国民健康保険事業は保険料（税）と国や都の特定の収入を財源として、保険給付を主として特定の支出に充てられるので、市町村の事業でも独立したものとなっており、一般財源で実施される市の事業とは異なるものとなります。そういう意味で一般財源からの負担について「加入者以外の市民の負担」という表記といたしました。ご指摘のとおり、国保加入者でも住民税を納付していただいている方はいらっしゃいます。なお、同様の表記は「多摩市国民健康保険運営方針」でも記載させていただいている。

②令和8年度国保事業費納付金・標準保険料率 仮算定結果(12月上旬送付予定)についての意見

○年齢層、所得層等多摩市独自の現況に鑑み、国からの大幅な補助金増等を含め国民健康保険税のあり方について抜本的な改革を国に要請すべきと考えます。

ご意見ありがとうございます。東京都を通じて、市長会等へ本要望を継続して行ってまいります。

○国保事業費納付金の内訳をみると、医療分と後期高齢者支援分が前年度より仮算定分は金額的に減っているが、標準保険料率等が増加しているのほどのような理由によるものなのか？

東京都全体の被保険者数はマイナス2.4%となっている一方で、1人当たり保険給付費はプラス0.1%で試算していることによるものです。また介護保険料相当分にあたる介護納付金の増加があります。

○「賦課すべき保険料必要額」は標準保険料率等により算定されているとの理解でよいか？

多摩市国保が東京都へ納付する国保事業費納付金のうち、本来保険税のみで賄わないといけない金額です。その金額から被保険者数見込みや所得状況等を反映し、標準保険料率を算出しています。

○「納付金額」とは被保険者からの保険料徴収額のいかんを問わず、多摩市として都に納付しなければならない金額と考えればよいのか？

お見込みのとおり、保険税を財源として国保事業費納付金を東京都へ納付し、それが国保加入者の保険給付費（医療費等）として使われることになります（資料2の図1参照）。

○子育て支援等で18歳未満均等割軽減額を18歳以上の被保険者数で割って算出しているが、これは国保の被保険者だけを対象としていると理解すればよいのか？また社保と国保では扶養者の取り扱いが異なるが、国全体としての取り組みである子育て支援等に対する負担の平等性に疑問があるが、どういう建付けになっているのか？

国民健康保険税は0歳児であっても均等割分が課税され、それを世帯主にまとめて課税する制度ですが、国は「国民健康保険における支援金については、本制度が少子化対策に係るものであることに鑑み、子どもがいる世帯の拠出額が増えないよう、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前までのこどもに係る支援金の均等割額の10割軽減の措置を講じる」としています。これは社保と異なり、「扶養」という制度がないことによる軽減と考えられます。

○多摩市は高齢率が他地域と比べ高いため、単純に保険料率を上げるだけでは、赤字繰入解消に大きくながるというわけではないが、コロナ禍で据え置きにしていた保険料率を補填するため、上げていくことは視野に入れておく必要があると考えている。

○標準保険料率の上昇傾向について、資料を拝見しながら制度上やむを得ない面があると理解しています。多摩市の状況が他の市と比較しても大きくずれていないように見受けられますが、市民の負担増への不安も大きいと思われるため、段階的な対応や丁寧な周知が重要だと感じました。

○景気の動向を見る限り所得増加はあり得ると思いますが、同様に物価上昇も見込まれるため、低所得の被保険者には負担が増えないように配慮するのが望ましいと思います。

③次回の会議(1/15)に必要な資料

○今後、中長期的に東京都一律になるまで料率を上昇させていくにあたっての試算（シミュレーション）等があれば、検討の際の一つの材料になるのではないかと感じました。（例えば、年0.5%ずつ上昇させた場合、あるいは多摩市の例えはこの5年間の平均的な料率（上昇率）の場合、どこまで都の料率に近接するか等、いくつかのパターンがあると助かるのではないかと感じました。）

保険料水準統一となると、同じ所得・同じ世帯構成であれば、同じ税額となります。その率がどの程度になるかはその時の被保険者数や医療費等の状況によります。標準保険料率

を採用した場合、収納率が極端に落ち込む、医療費が想定以上に膨らむといったことが無い限り、赤字繰入が発生しない仕組みとなっています。そのことから令和18年度までに令和8年度仮算定の標準保険料率に到達するには何パーセントずつ上げていくかというシミュレーションは作成可能となります。【参考】

○2036年度までにどのような方法やルールにより、今後の統一化への取り組みを進めていくのか？

現在、東京都と各市区町村で統一化に向けての検討を進めております。今年度は統一年次について検討中、以降は統一に伴う各市区町村の運用上の課題解決等について検討を進めていく予定となっています。

○標準保険税率は毎年増加しており、料率や金額のアップとイタチごっこになっているが、限度額はあるにしても、どのような中長期的な目標値なり指針を置いて率等の改定を行っているのか？

令和6年度に委員の皆さんから意見を頂戴し、策定した「多摩市国民健康保険運営方針」にある5.国民健康保険の運営に関する取組の方向性(1)財政健全化に向けた方針に沿って進めております。また、東京都も「東京都国民健康保険運営方針」に沿って進めている状況です。

○国保の被保険者の所得の伸び悩みと、物価高を考えると被保険者の負担感は益々高まつてくるかと思いますが、どこまで改訂にあたり考慮することができるのか？

市側では特段線引きをしておらず、皆さんのご審議の結果を踏まえ、検討させていただきます。

○「多摩市の国保」42、43ページにある賦課及び徴収状況がありますが、外国人のみを抽出した資料作成をできればお願ひします。

「多摩市の国保」42、43ページにある賦課及び徴収状況から外国人のみを抽出することは困難ですが、外国人の加入者数や滞納状況等、お示しできる範囲で資料提供いたします。